



	<東胆振圏域の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点> ○東胆振定住自立圏の中核を担っている苫小牧市を中心に、地域生活支援拠点体制を整備 ○1市4町の意識の違いを協議の場によって埋めながら、「苫小牧地域精神保健福祉拠点センター」を中心とした面的整備を実現 ○緊急時の受け入れとして空床確保はせず、圏域内の施設情報を入手したり、地域生活支援拠点施設での「ソフトな救急体制」で対応 ○障害者の高まる居住支援ニーズに対し、積極的に地域の物件についての情報収集・紹介を行う居住支援事業を実施
--	---

1. 当該市町村・圏域の基本情報

人口	214,705人（平成27年7月1日現在） 苫小牧市174,064人、白老町18,378人、厚真町4,711人、安平町8,555人、むかわ町8,997人	
障害者の状況 (平成26年3月末現在)	身体障害者手帳所持者 14,245人 苫小牧市10,991人、白老町1,715人、厚真町292人、安平町511人、むかわ町736人	療育手帳所持者 1,902人 苫小牧市1,426人、白老町231人、厚真町60人、安平町65人、むかわ町120人
	精神障害者保健福祉手帳所持者 1,159人 苫小牧市850人、白老町158人、厚真町12人、安平町32人、むかわ町107人	
	・障害者の全体数は、概して微増。平成25年度以降は、年度で多少変動はあるものの、大きな変化はない。 ・知的障害施設入所者の高齢化が進行。	
実施主体	運営法人：NPO法人ラポルト（「苫小牧地域精神保健福祉拠点センター」）	
圏域内市町の相談支援事業	苫小牧市：相談支援事業所は直営1か所、民営10か所、基幹相談支援センターは直営+委託（2事業所）。 4町：相談支援事業所は各町直営、基幹相談支援センターは厚真町、むかわ町にあり、直営。	
自立支援協議会	東胆振圏域の地域自立支援協議会はない。苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町にそれぞれ設置。	

2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

検討前の状況

- ・東胆振圏域は1市4町で構成されている。4町に精神科病院がないため、苫小牧市まで通う人が多い。また4町にも相談支援専門員がいるものの、隣接する苫小牧市の相談支援事業所等に相談に訪れる人も多い。
- ・障害福祉圏域毎に1か所整備されている「精神障害者地域生活支援センター」で、退院促進事業を実施。
- ・福祉分野で1市4町が共同で整備するのは地域生活支援拠点等事業が初めてである。

検討を始めたきっかけ、検討開始時期、整備方針

- ・精神障害者の地域生活支援向上のため、平成27年1月に医療・福祉の4法人が合同でNPO法人ラポルトを創設。同年4月に地域生活支援の拠点として開設された「苫小牧地域精神保健福祉拠点センター」内に事務局を設置。東胆振圏域地域生活支援拠点事業の受託に併せて、対象の地域・障害種別を拡大した。
- ・平成27年11月から1市4町で協議を行い、直営か委託、各市町での連携について議論した。当初、4町の中には、地域生活支援拠点等の整備に戸惑う様子もあったが、苫小牧市では相談できる場所が明確になれば声を上げる人がいることを実感しており、厚真町やむかわ町からも相談に訪れる人がいたため、ニーズを伝えながら、4町との意識合わせを行った。



苫小牧地域精神保健福祉拠点センター〈外観〉



〈多目的ホール〉



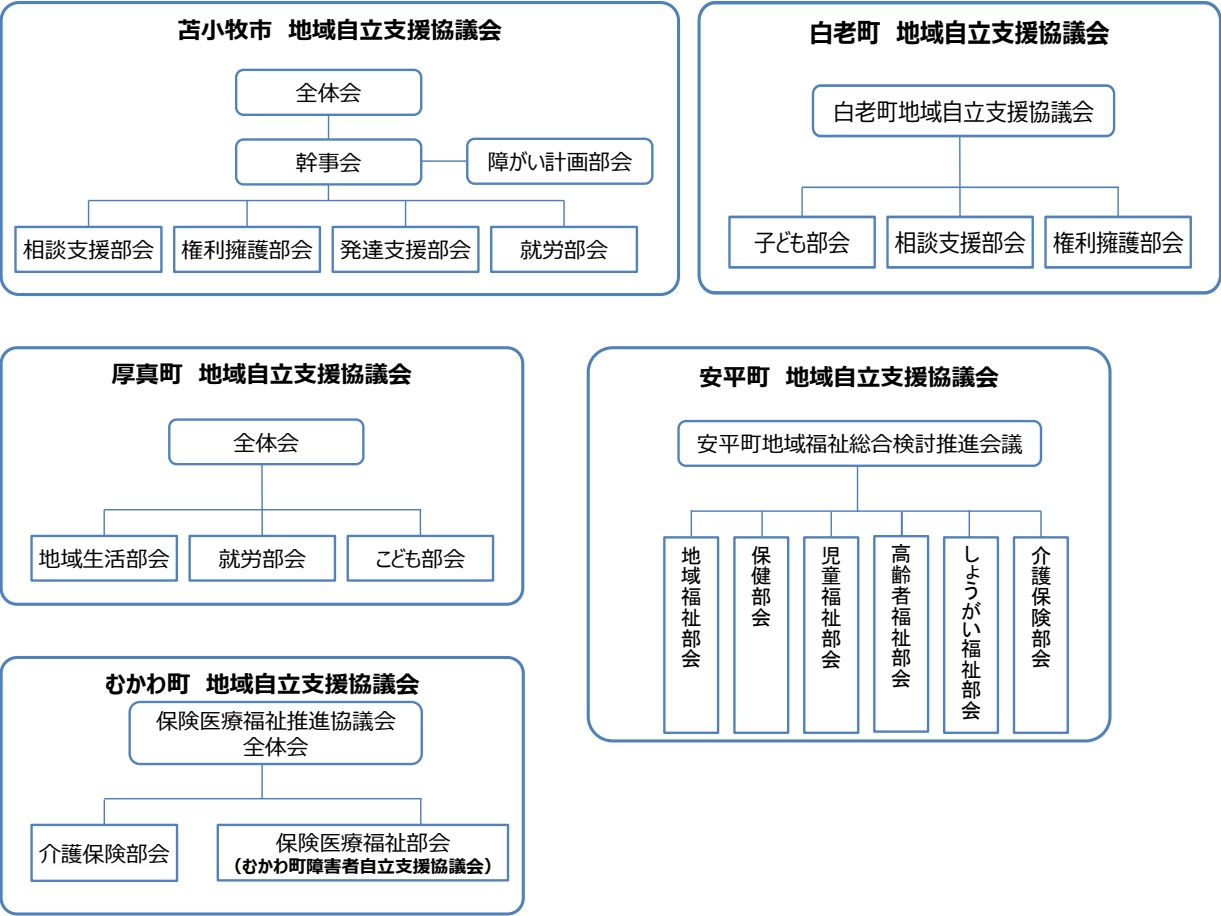
〈ミーティングルーム〉

協議会等の活用、関係者への研修・説明会開催等、整備類型、必要な機能の検討・検証

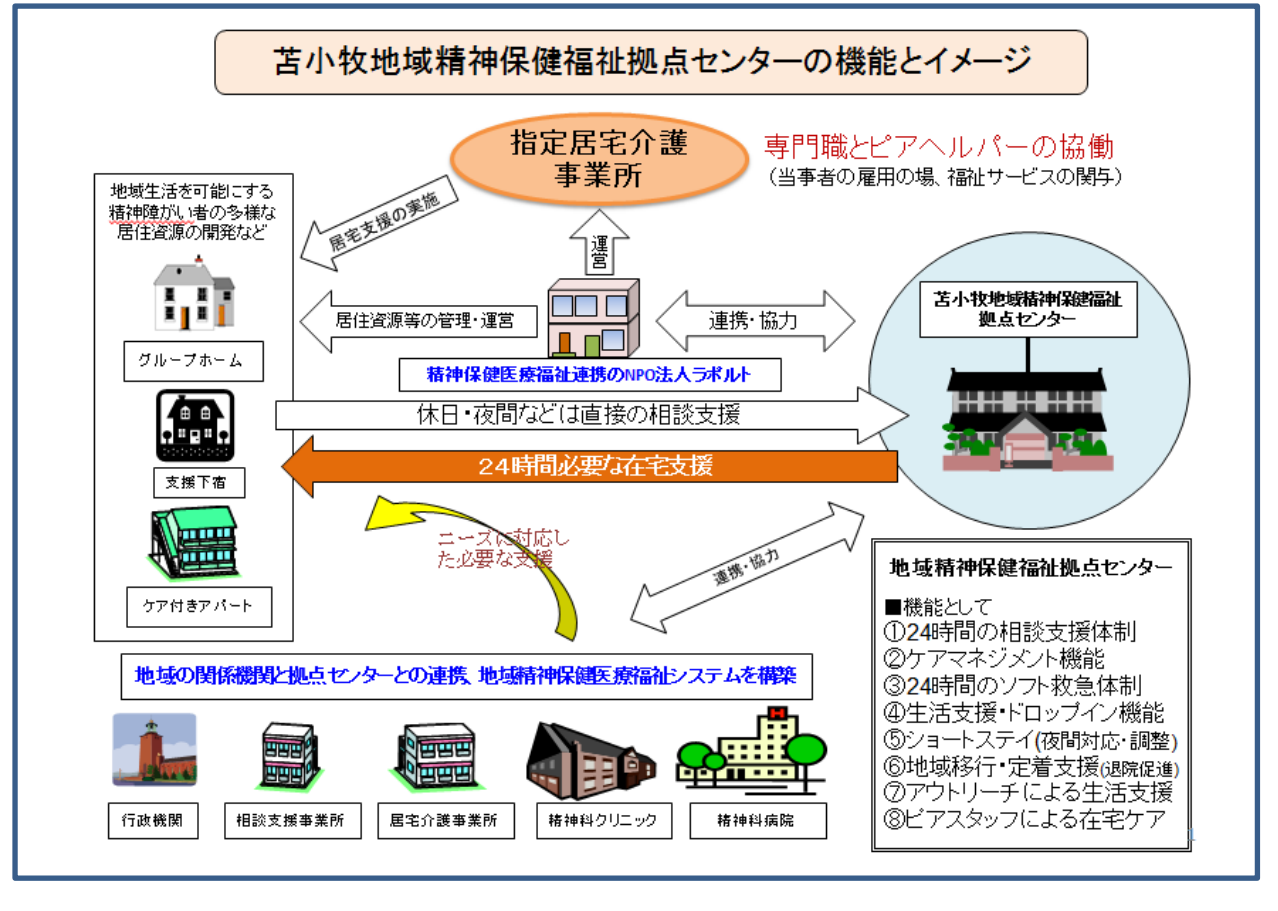
- ・ 構成する 1 市 4 町間で、「東胆振圏域地域生活支援拠点事業運営協議会 設置要綱」に基づき、事業の推進を図るため「事業運営協議会」を設置。
- ・ 当該法人と 1 市 4 町の福祉担当者による会議の場を設け、活動内容の報告や課題等の検討を行っている。

地域自立支援協議会構成図

東胆振圏域の地域自立支援協議会はない。1 市 4 町の地域自立支援協議会の構成図は以下のとおり。



整備イメージ図



苫小牧地域精神保健福祉拠点センターのイメージ



3. 必要な機能の具体的な内容

① 相談機能

相談支援専門員数	「一」 委託業務としては、相談支援専門員の確保ではなく、あくまでもコーディネート機能の委託のため、人数の記載は難しい うち 地域生活支援拠点等 事業で確保している人数：一
相談事業にかかる費用	予算措置額：800万円（相談だけでなく、地域生活支援拠点等事業全体としてのコーディネーター人件費と事務費等） 活用している事業枠：地域生活支援事業

地域生活支援拠点等の周知により1市4町内の相談体制が充実

- ・新聞、ホームページ、パンフレットなどで1市4町に、障害種別を問わない相談事業として広く周知され、相談件数が増加している。
- ・平成28年度の利用者の実人数は194人、延べ人数は1,038人
うち、苫小牧市69.7%、白老町9.9%、厚真町1.4%、安平町4.9%、むかわ町4.4%
障害種別では精神障害が21%と最も多い。
- ・認知度が高まるにつれ、事業所からの相談も増加しており、困難事例の対応などを行っている。

24時間相談受付

- ・職員3人が時間外と休日に携帯電話で対応している。
- 基本的に、センター登録者からの電話が多い。

アウトリーチチームによる支援体制の構築

- ・障害者の地域生活を支えるため、医療機関や訪問看護事業所、訪問介護事業所など多職種による訪問支援（アウトリーチ）チームによる支援体制の構築に向け、関係機関等の連携を強化。

「地域生活支援拠点コーディネーター」の配置経費

- ・1市4町の負担割合は、苫小牧市は600万円の固定、200万円を4町で按分することとして、4分の1を均等割、4分の3を人口割としている。

コーディネーターによる対応や情報提供

- ・地域生活支援拠点等開設にあたって運営協力法人である「社会福祉法人せらび」から常勤職員2名が出向し、1名がコーディネーターを担っている。コーディネーターは、圏域内の住民や事業所、自治体職員等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助や、支援機関や施設・事業所等の情報提供を行う。

② 緊急時の受け入れ・対応

平成28年度の緊急時の受け入れ・対応で確保している床数	0床 延利用者数 0床
上記利用にかかる費用	予算措置額：特になし 活用している事業枠：特になし

圏域内の施設利用による緊急時の受け入れ

- ・市として空床確保はしていないが、圏域内の短期入所事業所と連携し、受け入れ可否情報を収集し対応している（1市4町で短期入所は13か所）。
- ・相談支援専門員が受け入れ先を探し、日程調整を行っている。通常利用している短期入所の空きがないときは、可能になるまでの期間を当該施設で対応するなど、柔軟な対応を行っている。
- ・平成28年度に緊急時の受け入れを行った事業所は2か所である。
- ・障害が主要因で当日の緊急時の受け入れ連絡があることは少ない（障害者であっても生活困窮が主要因の場合、生活困窮の管轄課に連絡が入る）。

当該施設を活用した「ソフトな緊急体制」

- ・緊急時の宿泊に対応できるよう、当該施設でのスペースの確保と一時宿直体制を整備。
- ・例えば、一晩見守りが必要と判断された障害者が、病院等に緊急対応してもらうほどではない場合、ソフトな緊急体制として、リフレッシュルームにソファベッドを置いて法人の専門職が一晩見守り、翌日関係機関等につなげることなどを想定している。現在のところ実績はない。

強度行動障害への受け入れが課題

- ・東胆振圏域では、強度行動障害に対応可能な法人はあるが、法人内の利用者で手一杯で外部への対応は難しい。
- ・既存のグループホームでは他の入居者への配慮から受け入れが難しい。

医療的ケア児・者の受け入れ（短期入所）が課題

- ・東胆振圏域に医療的ケア児・者の短期入所がないことが課題である。
- ・医療的ケアが必要な人は札幌市の施設を利用する人が多いが、北海道全体でも事業所が少ないため、かなり前から予約が必要である。緊急の場合は病院に行かざるを得ない。看護師不足で対応できないという施設もある。
- ・現在、日中の医療的ケアは、2か所の訪問看護ステーションが対応しているが、制度の範囲内なので1.5時間しか利用できない。家族はレスパイトも含めた長時間や宿泊を伴うサービスとして、短期入所を要望している。
- ・重度対応可能な放課後等デイサービスや、看護師を配置することで対応が可能となった民間の事業者も出てきている。市の直営である福祉ふれあいセンター（児童発達支援センター）での対応も検討しており、医療的ケアはそれらに期待している。

③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場 利用者数	0人
上記利用にかかる費用	予算措置額：特になし 活用している事業枠：特になし
当該センターやグループホームを活用した体験機会の提供 ・当該センターでの食事・入浴・日中活動・交流など、地域生活の体験機会を提供。 ・地域のグループホームを活用し、宿泊体験の機会を提供。 ・料理や洗濯が可能な物件を準備しているが、自炊が難しい人は食事付きの物件や家事援助のあるアパートを利用する人が多く、まだ体験利用の実績はない。 ・費用は日割りとする。苫小牧市の虐待の緊急時の受け入れ費用を参考としてオーナーに提示して決定する。中には「無料でよい」という良心的なオーナーもいる。 体験利用の周知、短期入所での宿泊体験整備が課題 ・相談支援専門員が当事者に宿泊体験を紹介しているが、現状では一人暮らしなどへの移行の必要性を感じていない人が多い。 ・一方で高齢の親が必要に迫られて、子どもの受け入れ先を探す場合もあるが、本人に合わず、結局在宅に戻ることを繰り返すケースもある。 ・当事者が小さい子どもの場合、親が短期入所やデイサービスを利用させながら、将来的には独り立ちできるようにしたいと考える人も増えてきている。 ・今後、将来の独り立ちのための準備として、短期入所の整備が必要と考えている。併せて、家族や本人に宿泊体験をイメージできるよう、ホームページ上で事業所の雰囲気や詳細情報（医療的ケアができるなど）も提供していきたいと考えている。	

④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成に かかる費用	予算措置額：特になし 活用している事業枠：特になし
東胆振圏域指定相談支援事業所連絡会議の実施 - 平成28年度は月1回、計画相談支援における事例検討会を実施。 圏域内には、1人で運営する事業所もあるため、情報共有と資質向上のため実施。 - 平成29年度は、福祉人材育成講座と相談支援事業所連絡会議を行う。 ピアヘルパー養成講座 - 平成28年度からピアヘルパー養成講座を実施。平成28年度は3人受講・資格取得し、専門職と一緒にピアスタッフとして活動している。2年目はスキルアッププログラムを実施し、在宅サービスまで活動を広げることを目標としている。平成29年度は新たに2人が受講している。	

⑤ 地域の体制づくり

地域の体制づくりにかかる 費用	予算措置額：特になし 活用している事業枠：特になし
「胆振圏域障がい者総合相談支援センターるぴなす」（伊達市）との連携強化 - 地域づくりコーディネーターを配置している「胆振圏域障がい者総合相談支援センターるぴなす」（伊達市）と連携を図りながら、圏域内のニーズや課題についての情報収集やネットワークづくりに努めている。 東胆振圏域の地域自立支援協議会の立ち上げを視野 - 胆振全体を管轄する事業所と東胆振とで連絡協議会を組成し、分野毎に集まっている。将来的に、東胆振圏域の地域自立支援協議会が立ち上げられればと考えている。 「地域生活支援ネットワーク会議」を組成 - 地域生活支援のシステム構築を図るため、地域生活支援拠点であるセンターを中心に各市町、関係機関、相談支援事業者、当事者、家族等による「地域生活支援ネットワーク会議」を組成。	

⑥ その他付加している機能

費用	予算措置額：特になし 活用している事業枠：特になし
居住支援事業 ・グループホームの数が少ないため、民間アパート・下宿等民間居住資源を活用し、「障がいのある方も入居できる居住一覧表」を作成・更新し、ホームページで、圏域内のグループホームの空き情報などの提供を行っている。食事付の物件を希望する障害者が多い。 ・社会福祉法人がサポートしている物件が多いが、全て個人で行っているところもある。 ・相談支援専門員は、日頃から障害者が住める物件を積極的に情報収集している（宅建協会などの機関と連携して情報を得ているわけではない）。 ・入居希望がある場合は、本人がオーナーと一般的な不動産契約を行う。	

4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

＜地域生活支援拠点等利用事例1＞

利用者の属性

- ・60代男性。療育手帳B判定。頸椎症による四肢の筋力低下で移動は歩行器を使用。

利用した経緯

- ・苫小牧市の障害者支援施設に入所して暮らしていたが、他害行為等を繰り返し、他の利用者への影響が大きい状況だった。圏域外の精神科病院を受診し、現在は病院に入院している。町より退院支援にかかる相談として地域生活支援拠点等に依頼があり、支援を開始した。

利用の効果等

- ・病院でのケア会議に出席し、医療機関との関わりを継続できるよう、なるべく現在入院中の病院から近い入所施設を探している。町とも連携しながら、施設の空き情報の提供等、早期の退院を希望する本人に早い段階で見通しを伝えることができた。

5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

1市4町のエリアの広さへの対応

- ・地域生活支援拠点等まで、むかわ町から車で40分～2時間（北部）、白老町まで車で30分～1時間、安平町から車で約1時間かかり、苫小牧市内も端から端まで車で1時間かかる。遠方での緊急時の対応が課題である。
- ・4町に住む障害者からは、「日中活動に通うのも時間がかかるので難しい」という声もある。